



平成 28 年 11 月 10 日

各位

会 社 名 メドピア株式会社  
代表者名 代表取締役社長 石見 陽  
(コード番号：6095 東証マザーズ)  
問合せ先 経営企画部部长 平林 利夫  
TEL 03-6447-7961

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 11 月 10 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 12 月 21 日開催予定の第 12 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

経営環境の変化に迅速に対応するとともに、事業年度における取締役の経営責任をより明確にするため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 21 条 (取締役の任期) 第 1 項 について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項 を削除するものであります。

#### 2. 定款変更の内容 (下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第 4 章 取締役及び取締役会  (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>2</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  ②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。  (新設)	第 4 章 取締役及び取締役会  (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後 <u>1</u> 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。  (削除)  附則  <u>第21条の規定にかかわらず、平成27年12月18日開催の第11回定時株主総会において選任された取締役の任期は、平成29年開催の第13回定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>なお、本附則は、当該期間経過後、これを削除する。</u>

3. 日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 12 月 21 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 12 月 21 日

以上